

# まべちだより

令和4年  
12月  
Vol. 126

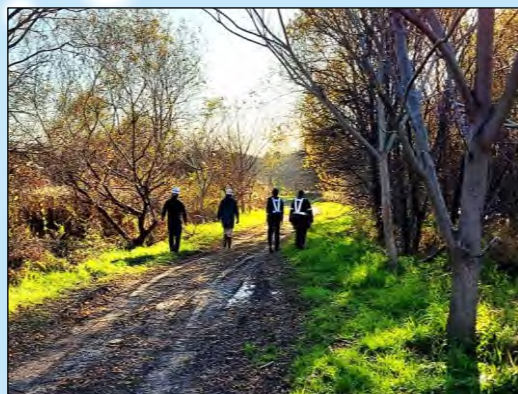
## 今号の話題

- ・不法投棄防止合同パトロールを実施しました。
- ・ゴミマップを知っていますか？
- ・雪を川に捨てないで！！

## 不法投棄防止合同パトロールを実施しました。

河川敷地への悪質な不法投棄が後を絶たないことから、八戸出張所は11月22日(火)に八戸市、八戸警察署、青森河川国道事務所とで馬淵川の不法投棄防止合同パトロールを実施しました。過去に不法投棄が多数発見された箇所のパトロールをした結果、自転車や大型家電などの粗大ゴミは発見されませんでした。家庭ゴミなどは依然として投棄されていました。

これからも各機関との連携を強化して不法投棄を防止します。



### 不法投棄に対する罰則

### 罰則にあたる事由

	不法投棄に対する罰則	罰則にあたる事由
河川法	3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金	河川区域内に土砂・ゴミ・糞尿・動物の死骸等の汚物もしくは廃物を捨てた場合
廃掃法	5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金 (法人の場合は3億円以下の罰金)	廃棄物を『不法投棄』や『野焼き』をした場合

### 今回のパトロールで発見されたゴミ



家庭ゴミ



吸い殻入れ

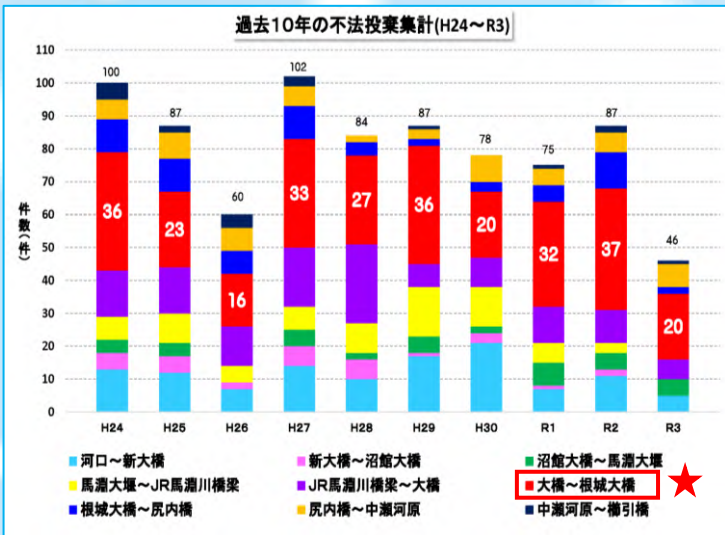
ゴミを不法に捨てる行為は、罰則規定があります。ゴミは、自治体で決められたルールに従って処分しましょう。



# ゴミマップを知っていますか？

八戸出張所では、ゴミの不法投棄防止のため、合同パトロールのほかにも定期的に河川パトロールや河川カメラなどで監視を行っています。

不法投棄の現状を皆さんに知っていただくために、八戸出張所が管理する馬淵川のゴミマップをホームページ上で公開しています。ゴミマップとは、河川パトロールで発見されたゴミの種類や場所などを示した地図です。八戸出張所では、半期ごとに更新をしています。



左のグラフは、平成24年度から令和3年度までの10年間で、八戸出張所が管理する10kmの区間(馬淵川河口～櫛引橋)において発見された不法投棄の件数を表したものです。

令和3年度は不法投棄総数が例年に比べると少なめでしたが、その半数近くが**大橋～根城大橋**の区間となっています。過去10年をみても同区間が圧倒的に不法投棄数が多い結果となっています。

不法投棄や不法投棄行為をみかけたら、八戸出張所までお知らせください。馬淵川の不法投棄撲滅のため、皆様のご協力をお願いします。

八戸出張所 tel ⇒ 0178 - 28 - 2626 じろじろ

# 雪を川に捨てないで！！

12月に入り、八戸市も本格的な雪の季節になりました。降雪量が少ない八戸市ですが、まとまった量の雪が降る場合もあります。雪を置く場所が無い場合は、指定の雪置き場をご利用ください。雪置き場の詳細については、八戸市にお問い合わせください。



指定の雪置き場以外の場所に雪を捨てる行為は、不法投棄に該当します。そのため罰則規定があり、

**5年以下の懲役又は、1,000万円以下の罰金**が科されます。



※ 詳細は、八戸市役所にお問い合わせください。

〒039-1103 青森県八戸市長苗代二丁目5番8号  
<http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/syutu/hachikawa/>  
 TEL:0178-28-2626

E-mail: thr-aomori01@mlit.go.jp  
 発行者: 国土交通省 青森河川国道事務所 八戸出張所

事務所SNSはこちら→



青森河川国道事務所Twitter | 青森河川国道事務所HP | 八戸出張所HP